墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造　墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法　墜落制止用器具の点検及び整備の方法　墜落制止用器具の関連器具の使用方法	二時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置　落下物による危険防止のための措置　感電防止のための措置　保護帽の使用方法及び保守点検の方法　事故発生時の措置　その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	○・五時間

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法　墜落による労働災害防止のための措置　墜落制止用器具の点検及び整備の方法	一・五時間

（酸素欠乏危険作業特別教育規程の一部改正）

第二条　酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第百三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
第一条　酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間
（略）		
事故の場合の退避及び救急そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法並びに保守点検の方法　人工呼吸の方法　人工そ生器の使用方法	一時間
（略）		

改正前		
第一条　酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間
（略）		
事故の場合の退避及び救急そ生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法並びに保守点検の方法　人工呼吸の方法　人工そ生器の使用方法	一時間
（略）		